

消費税10%時代に備えて
病医院の「損税対策」を考える

第1回

消費税損税問題の基本は「医療の非課税」にあり

東日本税理士法人・田村 信勝

平成15年の税制改正により新たに消費税の納税義務者となった医療機関が多い。今まで消費税の納税義務がなかった医療機関の関係者は、消費税の損税問題についても理解を深めていただく必要がある。消費税の税率アップが迫ってきているが、税率アップが医療機関の経営に多大な影響を与えることになるので、第一回は医療機関における消費税の損税問題について取り上げた。

(田村)

消費税の仕組み

最初に、消費税の仕組みがどのようになっているのか確認しておく。消費税の最大の特徴は「預り金」だということである。医療機関が患者から預かって国に納付することになる。最終的に負担するのは患者であるが、納税するのは、製薬メーカー、医薬品商社、医療機関と何段階にも分かれている。消費税は、取引のすべての段階にわたって分散して納税されることになる。

図1を参考にして、消費税の仕組みを解説していく。なお、医療機関においては「売上」ではなく「収入」という文言を用いるが、消費税法上は「売上」という文言を用いているため、文中も「売上」と表現することにご留意頂きたい。

まず、製薬メーカーは医薬品商社へ21万円(20万円+20万円×5%)で診療材料を販売することとする。税金分1万円は、製薬メーカーにとっては医薬品商社から預かったものであり、売上ではない。よって、製薬メーカーは預った税金分1万円を納付することになる。

次に、医薬品商社は医療機関へ31.5万円(30万円+30万円×5%)で診療材料を販売することとする。税金分1.5万円は、医薬品商社にとっては医療機関から預かったものになるので、売上とはならない。医薬品商社も預った消費税等を納税することになるが、このときに納税する金額は預かった1.5万円ではない。医薬品商社は製薬メーカーから仕入れたときに1万円の消費税等を支払っているため、医薬品商社が支払った消費税は、預かった消費税から差し引くことになる。よって、1.5万円-1万円=0.5万円を納税すること

となる。この医薬品商社が支払った消費税等を差し引くことを「仕入税額控除」という。

さらに、医療機関は患者へ 42 万円（40 万円 + 40 万円 × 5 %）で診療材料を販売することとする。医療機関においても、医薬品商社と同様の計算をするので、預かった消費税から支払った消費税等を差し引く。よって、2 万円 - 1.5 万円 = 0.5 万円を納付することとなる。

製薬メーカーが 1 万円、医薬品商社が 0.5 万円、医療機関が 0.5 万円、合計で 2 万円が国（税務署）に納税される。この 2 万円は、最終消費者である患者が医療機関に支払った消費税額 2 万円と一致することになる。

図 1 は、診療が自由診療であり消費税が課税されるのを前提としている。しかし医療機関の場合には、社会保険診療等の消費税が非課税となる収入が多いので、上記の例よりも図 2 のケースのほうが多い。

図 2 の場合には、患者から預かった消費税がないのに、医薬品商社には消費税を支払っているため、支払損が生じてしまう。解説すると、社会保険診療等による収入は非課税となるため、患者からは消費税を預かっていない。しかし、医薬品商社には、診療材料に対する消費税 1 万 5,000 円を支払っているため、預かった消費税より支払った消費税のほうが多くなってしまい、支払損が生じてしまう。支払った消費税 1 万 5,000 円が税務署から還付になれば、支払損とはならないが、単純にそうはいかない。

図 1 消費税の基本的な仕組み（患者への診療が、自由診療である場合）

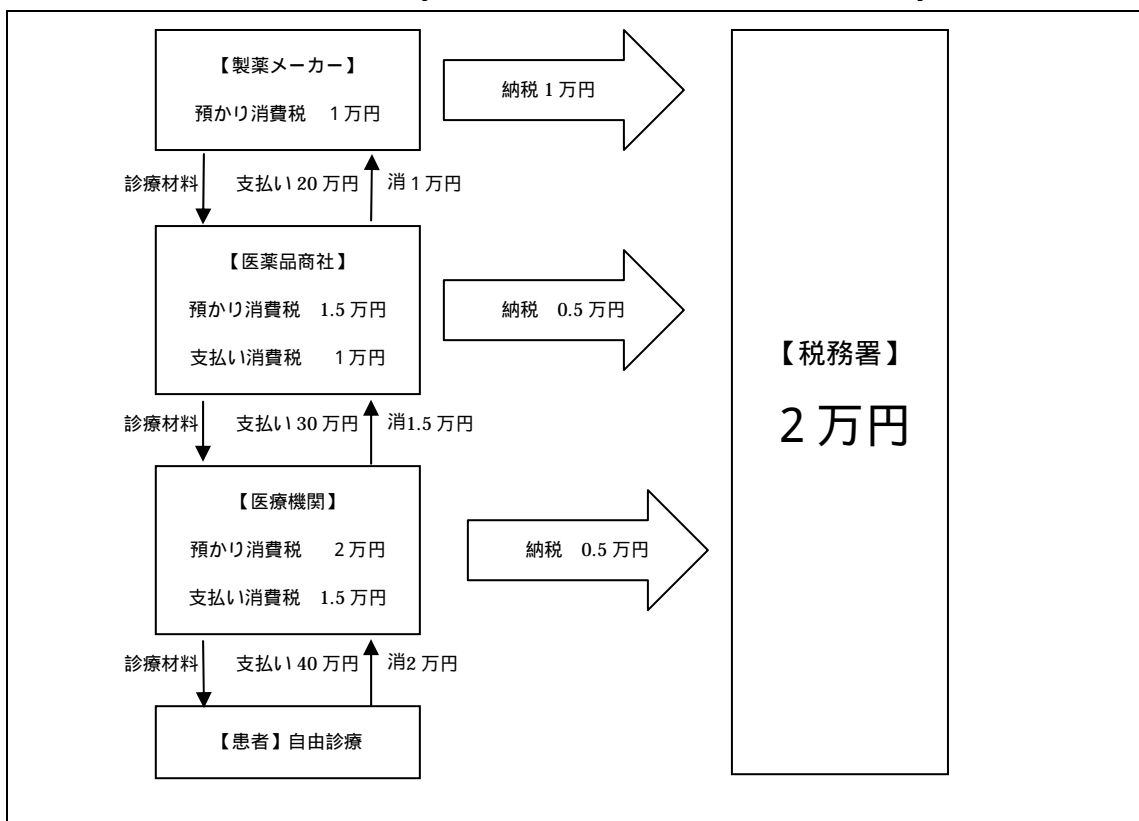
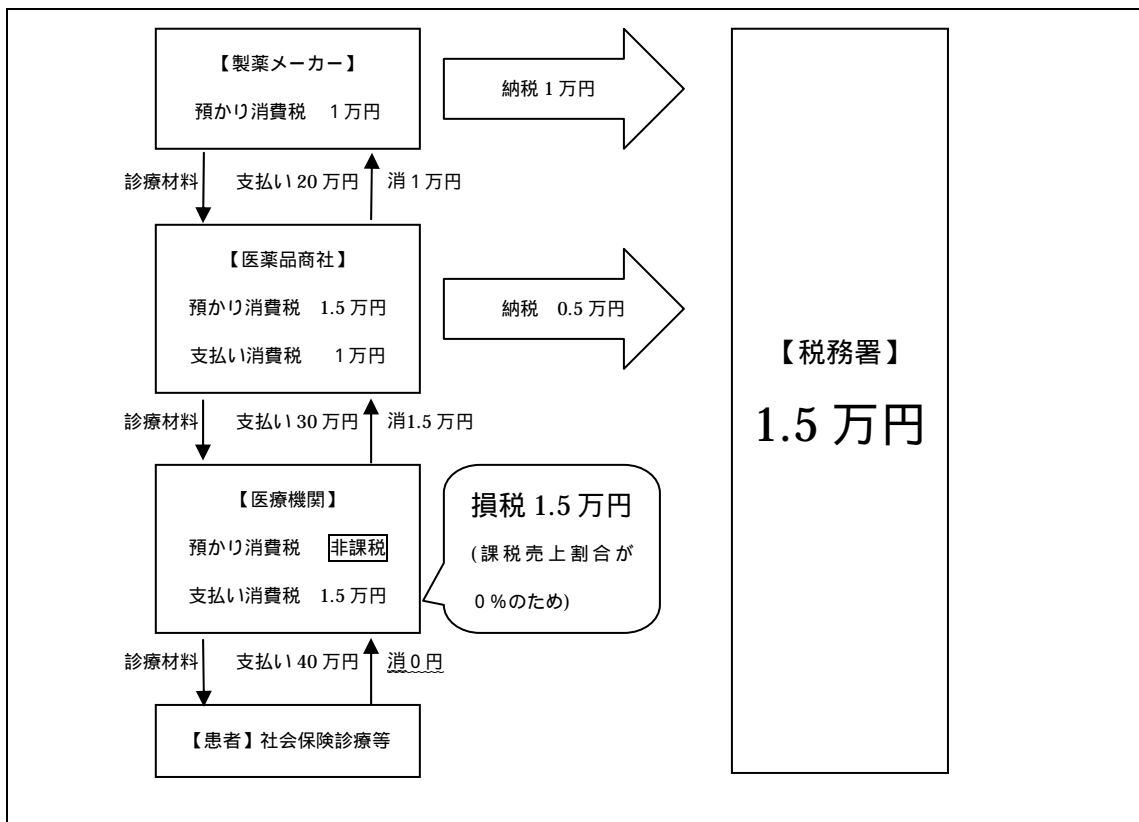


図2 損税発生仕組み（患者への診療が、社会保険診療等である場合）



ここが医療機関の損税だ！

預かった消費税から差し引く仕入れに係る消費税額については、課税売上割合を考慮する必要があります。課税売上割合とは簡単にいえば、総売上のうちに占める消費税が課税となる売上の割合のことである。つまり、課税となる収入に対応する分しか仕入れに係る消費税額は控除できないのである。消費税を計算するうえで、診療材料の仕入れが非課税診療と自由診療に共通するものであれば、その診療材料の仕入高に対する消費税額に課税売上割合を乗じる。収入が、社会保険診療等しかなかった場合には、課税売上割合が0%になるので、仕入れに係る消費税額は一切控除出来ない。その場合には、還付を受けることができず1万5,000円の支払損が生じてしまう。

実際には、図1のように自由診療などの消費税が課される収入もある。仮に、課税売上割合が10%であれば、1万5,000円の10%である1,500円しか控除できない。支払った消費税は1万5,000円であるのに、控除できる消費税は1,500円なので、1万3,500円は最終消費者である患者ではなく医療機関で負担することになってしまう。

消費税の納税義務がないため、預かった消費税を国に納めなくてよいことを「益税」と呼ぶのに対し、医療機関は消費税で損をしているということで、このことを消費税の「損税」と呼んでいる。

将来、消費税率がアップした場合に、診療報酬の改定が横ばいのままであれば、医薬品商社に支払う消費税が増え、さらに医療機関の負担が増加することになるのである。

* * *

このように、医療に対する消費税は非課税とされているにもかかわらず、国には消費税が納税されるという現象が生じている。これは、図2のように患者は消費税を負担する必要はないが、医療機関が診療材料購入時に消費税を支払っているからである。医療に対する消費税を本当に非課税とするのであれば、国への納税も生じないような仕組みを作るべきではないだろうか。厚生労働省は医療法人制度改革を進めているが、消費税の損税問題こそすべての医療機関にとって重大事項であり、解決策を見出さなければならない問題である。

次回からは、どのような方法を採用したら消費税の損税解決となるのか検討していく。

たむら・のぶかつ

2002年東京国際大学商学部卒業、同年東日本税理士法人入社。04年税理士登録。現在、東日本税理士法人において医療法人を中心とした税務相談および特定医療法人の承認申請業務を担当。著書には「Q & A 病院・診療所の消費税対策」(中央経済社)。